

景気の悪化から雇用、中小企業の経営を守ることを求める意見書(案)

アメリカ発の金融危機は、世界経済の大混乱を引き起こし、日本経済にも深刻な影響を与えている。

とりわけ、国民生活にとって深刻なことは、景気悪化を理由に大企業・大銀行が大規模な派遣社員や期間社員の「首切り」「雇い止め」を進め、中小企業に対して、下請け単価の買いたたきや貸し渋り、貸しはがしで倒産・経営危機に追い込むといった事態が進んでいることである。しかし、「減益」「米国での販売不振」とはいえ、「IT バブル」といわれた 2000 年度を上回る 24 兆円の利益の見通しを立てている大企業や、公的資金で体力を増強し、今では 3 兆円近い所得を上げながら、法人 3 税もほとんど払っていない大銀行が、このような勤労者・中小企業の犠牲を進めるなどということは、社会的に到底許されることではない。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1、「労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように務める」(雇用対策法第 1 条)の立場に立ち、経済界にも個別企業にも、派遣社員や期間社員の解雇をやめるよう、行政指導を行うなどの強力な指導・監督を行うこと。
- 2、「派遣・期間社員切り」を許さないための労働者派遣法抜本改正を行うこと。
- 3、銀行に対して、中小企業への貸し出し目標と計画を明確にさせるなどの貸し渋り、貸しはがしをやめさせる監視・監督を強化すること。
- 4、下請二法を厳格に運用し、不当な単価たたきを許さない指導・監督を強化すること。
- 5、雇用保険の 6 兆円の積立金を活用し、失業した労働者の生活と再就職への支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2008 年 12 月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)